

私は、日本共産党岡山市議団を代表いたしまして、9月定例市議会に上程されました58件の議案のうち、甲第194号議案平成23年度岡山市一般会計補正予算〔第3号〕について他7件の議案について委員長報告に反対の立場で討論します。

まず会計不適正処理にかかわる償還金の補正予算についてです。

甲第194号議案平成23年度岡山市一般会計補正予算中歳出第2款総務費 15項選挙費償還金 9千円、同じく第20項統計調査費償還金105万、第3款民生費 1項社会福祉費償還金 8万2千円、第6款農林水産業費 1項農業費 1目農業総務費 35万5千円、第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費償還金 269万9千円、第10款教育費第1項教育総務費 5目事務局費 6千円

甲第195号議案平成23年度岡山市国民健康保険費特別会計補正予算歳出第1款総務費第1項総務管理費 1目一般管理費償還金 214万2千円、

甲第198号議案平成23年度岡山市市場事業会計補正予算中歳出第1款市場事業費用第2項営業外費用 2目雑支出 3万9千円、

甲第199号議案平成23年度岡山市下水道事業会計補正予算支出第1款資本的支出第4項返還金 31万4千円の合計683万1千円が今回、国への返還金及び加算金として計上されています。

ご存知のとおりこの予算は国の会計検査院によって明らかになった、需要費の不適正な経理処理についての補助率による返還と加算をあわせた中身です。

長年にわたり恒常化され、多部局にわたり行われていた不適正な会計処理については断じて許されないと私は思います。また年度内に使い切るために、不必要な使い方をしていたことも明らかです。

ちなみに、長崎県では定年退職者も含めかかわったすべての職員 145人に国への返還金の一部を負担することを求めています。

今後、加算分の返還の仕方や責任問題などは総務委員会で議論をされるということですが、大事な血税をあずかる立場の職員に対しての厳しい対応も含め、今後の再発防止対策に万全を尽くしていただきたいと思っております

また今回の返還によっても大きく市民に損失をあたえるとしてこの予算は認めるわけにはいきません。

同じく、甲第194号議案中、第4款衛生費第1項保健衛生費1目総務費土地購入費3千44万4千円はなださきメモリーパーク（仮称）整備事業用地の取得にかかわる予算です。墓地整備自体は灘崎町との合併時の約束であり、反対ではないのですが、この購入予定地は農振農用地であり、今年も青々と稲が実っているところです。

岡山市は政令市移行と同時の平成21年、農業都市岡山として岡山市農業振興ビジョンを策定し今後10年の農業振興の計画を定めました。担い手作りや地産地消に力をいれることを重点化しています。今せっかく青々と稲が実っているところをわざわざ農振解除をして墓地をたてるということはその計画に逆行しているのではないのでしょうか？ビジョンには消費者の理解を深めることも位置づけられています。隣接のファーマーズマーケットはまさに多くの消費者がおとずれ食と農に対しての理解を深める絶好の施設です。その隣が青々とした田んぼか墓地か？という大きな差があるのではないのでしょうか？岡山の農業を守るという立場でこの予算は認められません。

次に、甲第201号議案岡山市学校条例の一部を改正する条例の制定について、甲第211号議案 岡山市立後楽館中学校、高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、後楽館中高一貫校が、岡山市南方に移設新築されることにともない、定時制を全日制にして、授業料等の負担を値上げするという内容についてです。

岡山後楽館中高一貫校はそもそも、学校の成り立ちのところで今までの市商・市工の定時制の伝統と生徒指導を継承するという事で、不登校や中途退学の受け入れをとの要望を受けて、始まった学校だと聞いています。今現在、就労学生が6年間いないという事で定時制の必要性がないとの教育委員会の見解です。高等部の入学願書では、一年30日以上休んだことのある不登校経験にするしをつけているものが3割~4割くらいあるとも仄聞しています。また現在も定時制をとっている4年次生は18人おり、そのうちわけは4名病気、5名不登校、単位不足が6名、最初から計画的に4年生でいくのが3名とのことで、その半分8人が夜の授業を履修しています。その上夜の講座を取っている生徒は34人います。今後、このようなニーズに市はどうやってこたえていくのでしょうか？

県の調査では年度当初希望校に入れなかった生徒は全県で3000人程度、中途退学者は年900人以上いると言われています。これからの後楽館高校をどうするかということも大事ですが、岡山市全体の教育を考えるとこういう方々の受け皿や、選択肢が定時制をなくすことで狭まれてしまう結果になるのではないかと思います。ちなみにお隣の中核市の倉敷市でも定時制高校は7校あります。

岡山は後楽館が定時制でなくなると、政令市なのに、うじょう高校だけになります。勤労学生という概念の生徒は少なくなるかもしれませんが、家庭の状況や、厳しい社会情勢の中で、メンタルの生徒や、不登校の生徒、中途退学など多様な状況が今後ますます増えるのではないのでしょうか？定時制という概念の学校をなくすことは時期尚早ではないのでしょうか？

またこの結論に至るまでの現場の議論の経過もよくわかりません。せめて第三者なども入れた後楽館中高一貫校のありかたを議論する機関などを作って議論を尽くした上で結論をだすべきではなかったかと申し上げて反対をさせていただきます。

次に甲第 213 号議案指定管理者の指定についてです。これは、岡山コンベンションセンター、ママカリパーキングの指定管理者を株式会社岡山コンベンションセンターに指定する内容の議案です。株式会社岡山コンベンションセンターは、岡山市出資の第3セクターとして 2000 年 7 月に創立されました。しかし、2010 年に元総括部長の不正が明らかになり、ついに先日逮捕されるなど問題になっている団体です。

再発防止のため社内体制をもみなおし、コンプライアンス規定も設けたというが、非常勤の役員体制で経営責任がみえにくい状態のままです。経済委員会では経済局長が役員として入っているからという答弁があったというが、経済局長は他の仕事もしながらですから、どこまでかかわれるのか？という疑問がのこります。

今回、管理者が公募されたことにより、安易な随意契約をなくし、公平な審査ができることを期待していましたが、結局、市の内部の担当職員による検討部会で候補者選定を行い、再び指定管理を岡山コンベンションセンターに指定する結果となってしまいました。指定管理者として、責任を全うできる組織だという判断がなにを根拠になされたのか？逮捕者が出たばかりの組織で組織の再生が軌道にのるまでは、時間が必要なのではないのか？内部の検討会議で選定の透明性や公平性がどこまで担保できるのか？市民に納得のいく説明ができるのでしょうか？問題をおこした民間事業所ならすぐ、入札の対象からはずされます、指定管理者制度にはそういう仕組みがないといわれますが、こういう特別な場合こそ、仕組みに縛られず、市が特別な手立てをとる、せめて第三者機関を作ったの審査をするなど、より市民が納得のいく手法で知恵を絞るべきだったと私は思います。よってこの議案は認められません。

最後に、甲第 201 号議案は岡山市市税条例等の一部を改正する条例については原案に反対し、認めることができない料金の条項を別途乙 10 号議案で提出さ

せていただきその賛成討論の中で理由をのべさせていただきましたので省略させていただきます。

以上 8 件の議案に委員長報告に反対の立場で討論させていただきました。議員各位のご賛同を賜りますように心からお願いしまして終わります。